

【注意事項】

令和4年5月25日以降に施設接種を実施する場合の手引きです。

令和4年5月発行
横浜市健康福祉局健康安全課
ワクチン接種調整等担当

障害者施設・その他福祉施設等での接種に関する手引き（別紙）
[新型コロナワクチン追加接種（3回目接種 5月25日以降実施分）について]

この資料は、障害者施設・その他福祉施設等で新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を2回目接種の完了後、5か月以上の接種間隔で接種を実施するにあたり必要となる事項を、「高齢者施設等での接種に関する手引き（以下「手引き）」の別紙として作成したものです。施設接種を計画する際は本資料のほか、手引きも併せてご確認くださいようお願いします。

施設（事業所含む、以下同じ）接種で1、2回目を実施した施設については、追加接種（3回目接種）を希望される方が接種できるよう、施設接種を原則実施してください。

1 追加接種（3回目接種）の全体概要

(1) 接種対象者

接種日時点において、2回目のワクチン接種完了日から5か月以上経過している入所(居)者・利用者・従事者（18歳以上）

▶接種可能日の計算例：令和4年1月20日に2回目接種を完了

→令和4年6月20日以降（追加接種可能な日）

[月] 1月 + 5 = **6月** [日] = **20日**（当月に当該日がない場合は翌月1日）

▶接種完了日の確認方法

『1・2回目接種券（接種済証）』若しくは『予診票の控え』等で必ず確認してください。

予防接種済証（1、2回目の接種券の一部）

2回目予診票（控）



2回目接種の完了日は、
ここをご覧ください。



(2) 使用するワクチンの種類

施設接種では「ファイザー社製」若しくは「武田／モデルナ社製」のワクチンを使用します。
※ワクチンの取扱種類は医療機関によって異なりますので、接種医療機関へお尋ねください。

▶ 交互接種について

追加接種に際しては、1・2回目に使用したワクチンと異なる種類のワクチンを接種することが可能です。

(例)

1・2回目：ファイザー社製

3回目：武田／モデルナ社製

2 追加接種（3回目接種）の接種券

(1) 接種券の発送時期（横浜市の場合）

接種券は住民票の所在地へ順次発送しています。
詳細は市のHP等をご確認ください。

(2) 接種券の様式（横浜市）

1、2回目接種と同様、接種券と予診票が別々に分かれている様式（シール式接種券兼接種済証）です。

※色は「うぐいす色」です。

3回目(1回分)
の接種券
↓
接種後は
予診票
に貼って
請求へ。

1・2回目接種年月日、
ワクチンメーカー、
ロット番号が記載されます

接種券(シール台紙)

予診票(複写式)

【留意事項】

追加接種では横浜市と異なり、「接種券一体型予診票（予診票にあらかじめ接種券の情報がすべて記載されている接種券と予診票が1枚にまとまっているもの）」を使用する自治体があります。

市外に住民票のある入所（入居）者の接種券は、このタイプの場合がありますのでご注意ください。

※複写式ではないため、予診票の本人控えはコピーを取る必要があります。

※接種済証は別の用紙となります。

予診票に接種券情報が印字されている

(3) 接種券の再発行について

ア 住民票所在地が横浜市内の場合《入所(居)者・利用者・従事者》

次の web ページにより、再発行申請を行ってください。

【新型コロナウイルスワクチン接種券の再発行について（横浜市HP）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/yobosesshu/vaccine/saihakkou.html>

イ 住民票所在地が横浜市外の場合《入所(居)者・利用者・従事者》

住民票所在地自治体から再発行を受ける必要があります。各自治体までお問合せください。

(4) 市外からの転入者の場合 [注意]

ア 前住所の自治体で行った前回接種の記録が確認できる場合

「ワクチン接種記録システム（VRS）」により、前住所の自治体における 1、2回目接種の記録が確認できた場合は、3回目の「接種券」を前回接種日からおおむね5か月が経過する時期にお送りします。（5か月以上経過している場合は、転入手続き後2～3週間程度で発送します）

※ 前住所の自治体で3回目接種の記録が登録されている方は、接種券は発送されません。

イ 前住所の自治体で行った前回接種の記録が確認できない場合

「ワクチン接種記録システム（VRS）」により、前住所の自治体における 1、2回目接種の記録が確認できない場合は、電子申請または郵送での申請が必要になります。

該当する方には、転入手続き後、2週間程度で「接種券発行の申請書」をお送りしていますので、そちらでの申請も可能です。

(7) 横浜市電子申請・届出システムからの申し込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cv/141003/ea/residents/procedures/apply/9b18601c-07ed-4fe9-adac-96eaf3fb4f24/start>

(i) 郵送による申し込み

送付先

〒221-8777 横浜市神奈川区新浦島町2丁目1-10

神奈川郵便局 私書箱99号

横浜市 健康福祉局 ワクチン接種調整等担当 <接種券発行申請>

届出様式（ワード）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/yobosesshu/vaccine/tenyusya/files/0014_20220420.docx

【留意事項】

追加接種では、1・2回目の接種で使用した「接種券付予診票」（PDFファイル）を発行することができません。

（住民票所在地の自治体から発送される接種券が必要です）。

3 接種実施計画の作成（※手引き第1章「1 接種実施計画の作成」の補足となります）

(1) 入所(居)者・利用者、従事者の接種状況の把握

入所(居)者・利用者、従事者の追加接種（3回目接種）の意向を本人・家族等に確認し、接種予定者リストを作成します。リストには、接種済証や予診票控えを確認のうえ、2回目接種の完了日（本資料P1「1-(1)」参照）・ワクチン種類を記載し、接種状況を確実に把握してください。

(2) 接種者数・接種時期等の確定

6の倍数で接種者数を確定してください(注*)。(複数回に分けて接種を実施する場合も同様)。
希望者が6の倍数とならない場合は利用者を優先し、同時接種する従事者で数を調整してください（施設で接種できない従事者は、県の大規模接種会場（※）や住民票所在地の医療機関等で接種が可能です）。

接種券・予診票が施設に集まる時期を勘案し、接種時期を医療機関と調整してください。

(注*)ファイザー社製ワクチンの場合です。

武田/モデルナ社製ワクチンを使用する場合は15の倍数となるようご計画ください。

(3) 接種券・予診票の準備

接種日までに接種券・予診票（同意署名済み）を施設に集約できるよう準備してください。

(4) 医療機関との調整

3回目接種の実施に際し、医療機関がワクチンを注文できるよう、手配スケジュールについて各医療機関へご案内をしていますので、早急に医療機関と調整をお願いします。

4 ワクチンを廃棄しないための適切な取り扱い

追加接種（3回目接種）は、接種対象者が限られていることから、当日の体調不良等によりワクチンに余剰が生じてしまうと、代替の接種対象者を近隣で探すことが非常に困難です。

予め6の倍数（注*）で接種を計画いただきますが、複数グループに分けて接種を計画している場合は、次回の対象者を繰り上げする等して対応するか（☒ パターン①）、個別接種での接種を予定していた従事者を施設接種で対応する（☒ パターン②）など、極力ワクチンを廃棄しないよう調整をお願いします。

(注*) ファイザー社製ワクチンの場合です。武田/モデルナ社製ワクチンを使用する場合は、15の倍数でご計画ください。

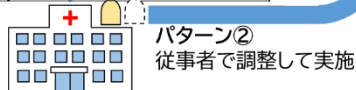
<イメージ>

(例) ファイザー社製ワクチンを使用する場合

当日の体調不良等で余剰ワクチンが発生したときは？

	希望者	施設外	施設接種
接種 予定者	利用者	80人	80人
	従事者	60人	58人
	計	140人	2人
ワクチン	140 ÷ 6 = 23 23V 余り2人	個別接種へ	

	Aグループ	Bグループ	Cグループ
	25 人 24人	25人	30人
	17人	17人	24人
	42人	42人	54人
	42 ÷ 6 = 7 7V	42 ÷ 6 = 7 7V	54 ÷ 6 = 9 9V



3回に分けて接種

【お問合せ先】

横浜市健康福祉局健康安全課ワクチン接種等担当
 医療調整班（福祉・施設接種担当）
 電話：045-671-4036
 E-mail：kf-ssv@city.yokohama.jp